## 「光の道」構想に関する意見

意見提出元

北陸電話工事株式会社

### 意見項目

# 1. 超高速ブロードバンド 基盤の未整備エリア(約 10%の世帯)における 基盤整備の在り方につ いてどのように考える か。

## 意見内容

- (1)未整備エリアは人口構成上 65 歳以上が 3 割を超えるような 高齢者世帯が中心の地域が多く、お客様の視点で見ると、ピンポ イント的な行政拠点・学校等での実需はあるとしても、面的にまと まった実需の期待できる地域ではない。競争上の視点(事業会 社株主の立場)から見れば出来るだけ競争相手にコスト(リスク) を負担させ、自らは投資に参加したくない地域である。資本の効 率を求める民間会社に見合わない投資をさせるためには、見返 りとしてサービスの地域独占、コスト割れ分の公的補填等何らか のメリットを与える(規制を加える)必要があるが、これでは世界 的な民営化の流れに逆行する前時代的な政策となってしまう。
- (2)またこれらの地域はブロードバンドサービスの格差是正のた めに、既に国の支援策(補助金)等を利用しCATV施設等が整備 されている地域も多く、これらの資産(設備及び運営事業者)も活 かしつつ、ブロードバンドサービスを無理なく拡大して行く視点も 大切と考える。
- (3)一方、グローバルな視点で見ると、旺盛な需要に支えられ、 無線技術、マイクロチップ化技術等の進展は目覚しく、新しい無 線チップを搭載した端末、経済的な基地局等の商品化も期待さ れ、FTTH のみに着目するのではなく、その時々で、最新の通信 手段の中から用途に相応しいものを選択して利用できる自由な 環境を整備しておくことも重要と考える。

以上の観点から、強制的な制度の枠組みで実現を図るのでは なく、関係者が進んで参加できる環境を整備しその建設的な判断 を尊重し、必要により行政拠点・学校等の整備には公的支援策 等も組み合わせて進めることが望ましいと考える。

- 2. 超高速ブロードバンド の利用率(約30%)を向 上させるためには、低廉 な料金で利用可能となる ように、事業者間の公正 競争を一層活性化する ことが適当と考えられる が、NTTの組織形態の 在り方も含め、この点に ついてどのように考える か。
- (1)サービスの利用は先ず「必要か(使いたいか)」が重要であ り、いくら安くなっても要らないものも多い。ブロードバンドサービ スについても利用していない世帯も多く、またサービス内容が各 媒体によって異なることもあり ADSL、CATV、等 FTTH 以外を利 用している世帯でも、安くすれば移行は増えるとは思われるが、 その選択の理由は必ずしも料金のみとは言えず、料金による誘 導には限界がある。
- (2)普及策として加入電話を IP 電話に巻き取ることも考えられる が、この場合、現在の加入電話の位置づけ(重要性)が、普及拡 大期に比べ大きく変わってしまっていることを考慮すべきである。 普及拡大期には一家の唯一の重要な通信手段として加入(固

定)電話が持っていた「人と人との通信(通話)」機能はほとんど 携帯電話に移行し、加入電話はその本来の役割を終え「セール スの電話しかかかってこない、無用の長物」的になってしまって いる家庭も多い。現在のような利用状況を前提とすれば国民に 最低限確保すべき通信手段(ユニバーサルサービス)としてはむ しろ携帯電話が相応しいと考えられる。

また、巻き取る場合でも、既に公的支援等により整備されている CATV 設備や通信事業者が自らリスクを取って整備している光ファイバー設備等の既整備設備も生かし、利用実態に見合った負担の少ない方法で進められることが望ましい。

(3) 民間企業である限り、実需が充分ある地域では競争による料金の低廉化は期待できるが、コスト割れする地域ではむしろ撤退の自由を求めるのが普通であり、通信設備のように長期に渡る回収リスクが伴う投資を誰か他者に負わせたうえでの事業者間の公正な競争など成立し得ないと考える。

設備を一括提供させれば安くなるとの論理は、旧国営企業(国 鉄等)の歴史を見ても明らかなように、間違った論理であり、むし ろインフラ事業を生かした関連事業を幅広く展開し、事業の多角 化により経営の安定化を図り、料金水準の維持・低減に資するこ とが正しい選択であることを、民営化の歴史が示している。通信 事業においても事業者間の設備競争を含む広範な競争による事 業の活性化が望ましく、設備競争を回避する公団方式は時代錯 誤であると考える。